

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九條第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第八十九條第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件

平成二十四年三月三十一日
財務省告示第百十六号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十九條第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第八十九條第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を次のように定め、平成二十五年一月一日以後に支払うべき法第二十九條第一項に規定する給与等について適用する。

1 法第二十九條第一項第二号に定める金額は、第一号に掲げる金額から第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した残額（別表第四において「その月の課税給与所得金額」という。）に応ずる別表第四に定める算式によって計算する。

一 その月の法第二十九條第一項に規定する給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等（所得税法第七十四條第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五條第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。）の金額を控除した金額（以下「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」という。）

二 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応ずる別表第一に

定める給与所得控除の額

三 所得税法第八十五條第一項第一号に規定する主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応ずる別表第二に定める配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額又は扶養控除の額

四 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応ずる別表第三に定める基礎控除の額

2 前項の規定による税額の計算については、次に定めるところによる。

一 所得税法第八十九條第一項の給与所得者の扶養控除等申告書（以下この項において「給与所得者の扶養控除等申告書」という。）を提出した同条第一項の居住者（以下この号において「対象居住者」という。）の当該給与所得者の扶養控除等申告書に同法第二條第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者（以下この号において「源泉控除対象配偶者」という。）である旨の記載がされた配偶者（以下この号において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した同法第九十四條第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書若しくは同法第九十五條第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書又は同法第二百三條の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として同法第八十五條第一項第一号若しくは第二号若しくは第八十六條第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二百三條の三第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとする。

二 給与所得者の扶養控除等申告書に所得税法第八十九條第一項の居住者が同法第二條第一項第二十八号又は第三十号から第三十二号

までに規定する障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が同号口又はハに掲げる者に該当するときは、当該給与所得者の扶養控除等申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、これらの一に該当することに同法第二条第一項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族（以下「控除対象扶養親族」という。）が一人あると記載されているものとし、当該給与所得者の扶養控除等申告書に同項第三十三号に規定する同一生計配偶者又は同項第三十四号に規定する扶養親族のうち同項第二十八号に規定する障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が同法第九十四条第四項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた当該障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、これらの一に該当することに控除対象扶養親族が他に一人あると記載されているものとする。

〔施行 令和七年一月一日〕

1 現行条文と同じ

2 現行条文と同じ

一 所得税法第八十九条第一項の給与所得者の扶養控除等申告書（以下この項において「給与所得者の扶養控除等申告書」という。）を提出した同条第一項の居住者（以下この号において「対象居住者」という。）の当該給与所得者の扶養控除等申告書に同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者（以下この号において「源泉控除対象配偶者」という。）である旨の記載がされた配偶者（以下この号において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した同法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書若しくは同法第九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書又は同法第二百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として同法第八十五条第一項第一号若しくは第二号若しくは第八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二百三条の三第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとする。

二 給与所得者の扶養控除等申告書に所得税法第八十九条第一項の居住者が同法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十二号までに規定する障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が同号口又はハに掲げる者に該当するときは、当該給与所得者の扶養控除等申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、これらの一に該当することに同法第二条第

一項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族（以下「控除対象扶養親族」という。）が一人あると記載されているものとし、当該給与所得者の扶養控除等申告書に同項第三十三号に規定する同一生計配偶者又は同項第三十四号に規定する扶養親族のうち同項第二十八号に規定する障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が同法第九十四条第五項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた当該障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、これらの一に該当するごとに控除対象扶養親族が他に一人あると記載されているものとする。

別表第一

その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		給 与 所 得 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
135,416 円以下		45,834円
135,417	149,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×40%－8,333円
150,000	299,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30%＋6,667円
300,000	549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20%＋36,667円
550,000	708,330	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10%＋91,667円
708,331 円以上		162,500円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とする。

別表第二

配偶者控除の額又は 配偶者特別控除の額	31,667円
扶養控除の額	31,667円×控除対象扶養親族の数

別表第三

その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		基 礎 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
2,162,499 円以下		40,000円
2,162,500	2,204,166	26,667円
2,204,167	2,245,833	13,334円
2,245,834 円以上		0円

別表第四

その月の課税給与所得金額		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
162,500 円以下		その月の課税給与所得金額×5.105%
162,501	275,000	その月の課税給与所得金額×10.210%－8,296円
275,001	579,166	その月の課税給与所得金額×20.420%－36,374円
579,167	750,000	その月の課税給与所得金額×23.483%－54,113円
750,001	1,500,000	その月の課税給与所得金額×33.693%－130,688円
1,500,001	3,333,333	その月の課税給与所得金額×40.840%－237,893円
3,333,334 円以上		その月の課税給与所得金額×45.945%－408,061円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とする。